

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

本市は、兵庫南部の阪神間に位置し、市域の東は西宮市、西は神戸市に接している。東西約 2.5km、南北 9.6km、面積 18.57 km²(市街地は約 9.69 km²)の狭い行政区域である。背山の六甲山地が海に迫っているため、狭い領域に東西を結ぶ交通幹線が集中し、住宅も過密化が進行している。

本市の地勢として、埋立によって整地された芦屋浜が盛土地となっており、その後埋め立てが終了した南芦屋浜地区についても同様に盛土地となっている。

旧海岸線以北で国道 43 号線までの地域は、芦屋川と宮川沿いに緩扇状地が広がり、一部は、河川堆積による自然堤防及び微高地となっている。

阪神電鉄本線から阪急電鉄神戸線に挟まれた市街地は、台地、段丘と河川沿いに広がる扇状地及び盛土地からなる。阪急電鉄神戸以北の市街地は、標高 20m 以上の台地、段丘となり、河川沿いには溪谷となる。さらに、以北は、山地、丘陵地と分類され、六甲山地に連なっている。

(洪水、高潮：ハザードマップ)

ハザードマップでは、芦屋川において想定される最大規模の洪水が起こった場合、J R 神戸線から南の商業地区、住宅地域を含んだ大きな範囲での浸水が想定されている。

また、宮川やその他の中小河川においても、想定しうる最大規模の降雨があった場合は、国道 43 号線より南地区での浸水被害が想定されており過去、幾数回の被害が発生している。

高潮については、埋立地である南芦屋浜地区から洪水時同様、国道 43 号線まで浸水想定エリアとなっており、広い範囲での警戒が必要となっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

ハザードマップでは、北部地域の奥池町において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、急傾斜地の崩壊や、土石流、地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震・津波：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図では、当市は、2019 年以降の 30 年間で震度 5 弱以上の地震が起こる確率は、90.3%となっている。特に、南海トラフ地震（発生確率 70~80%）が発生した場合には、最大震度 6 弱の揺れと津波の発生が想定されている。

津波防災情報マップでは、想定される最大の津波浸水区域は、沿岸部から概ね国道 43 号線より南までの範囲で、最高津波水位は海拔 3.7m とされている。

(その他)

平成 30 年の台風第 21 号では、観測史上最大の高潮が発生し、沿岸部では浸水被害のほか、防潮堤や防潮門扉が破損するなどの大きな被害が発生した。また、潮芦屋ビーチやベランダ護岸等では、漂流したコンテナが打ち上げられ、護岸損壊及び防護柵が倒壊した。この台風により、市内全域で、床上浸水 28 件、床下浸水 272 件の道路冠水等の被害が発生した。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、人口密度と高齢化率が比較的高い当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当市の主要産業であるサービス業では、サイバー攻撃やSNSアカウントの乗っ取り等による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,616社 ※令和3年経済センサス
- ・小規模事業者数 2,050社 ※令和3年経済センサス
- ・業種別数※当会会員事業者の業種別割合より算出

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	135社	106社	芦屋建設業組合が芦屋市と災害時における応急対策業務に関する協定を締結。
製造業	116社	91社	他地域に比べ非常に少なく大規模な製造施設はない
卸売・小売業	641社	502社	小売業・飲食業は他地域に比べ非常に多い割合を占める。
宿泊・飲食業	329社	258社	主要駅付近に分布しており、阪急神戸線より南側に広く点在している。阪神芦屋駅周辺より南側は風水害時の浸水想定地域である。
その他	1,395社	1,093社	生活関連サービスの業種が特に多く、小規模事業所が点在している。特に JR 芦屋駅北側に大規模商業施設が集積している。
合計	2,616社	2,050社	

主要駅付近、及び阪急神戸線から阪神本線の間幅広く立地している。

(3) これまでの取組

1) 芦屋市の取組

- ・「芦屋市地域防災計画」の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、平成7年に発生した阪神・淡路大震災及びそれ以降に発生した大規模災害や各種知見をもとに策定された。

- ・防災訓練の実施

各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、防災総合訓練をはじめとした各種訓練を実施している。

- ・防災備品の備蓄

災害発生時や日常の訓練にも使用できるよう、市内42カ所に設置している。また、初期消火用、救助用、救護用の資機材や小学校などの拠点避難所には食料などの備蓄品も一定数配備している。

・ 芦屋市防災会議の発足

災害対策基本法に基づいて設置された、市の防災に関する重要事項を審議・協議するための会議体。地震・風水害・津波など、さまざまな災害から市民の生命・財産を守るため、芦屋市における防災対策の基本方針を定め、関係機関が連携して防災体制を構築することを目的としている。

2) 芦屋市商工会の取組

- ・ 事業者BCPに関する施策の周知
- ・ 事業者BCP対策（事業休業への備え、水災補償等）に関する紹介
- ・ 災害対策委員会の設置と会議の開催
- ・ 会員事業者向け災害対策に関するアンケート調査の実施

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

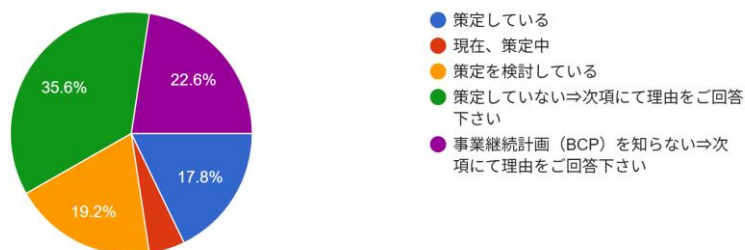
- ・ BCP（事業継続力強化）の策定支援 26件
- ・ BCPセミナーの実施 4回
- ・ 防災訓練の実施 年1回

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握が不十分である。令和7年度に実施した会員向けアンケート調査において回答数は146件と少なく、BCPを策定済みあるいは策定中と回答した事業者は33件であり、取組意識の向上が求められる。

事業継続計画（BCP）の策定状況についてお答えください。
146件の回答



②災害時における市内事業者の復旧・事業継続の支援について体制やマニュアルの見直しと検証が必要である。

【対策】

- ①引き続きアンケート調査を定期的実施するとともに、回答率の向上に向けた呼びかけを行う。また、先進的な取組事例を周知することで取組意識の向上を図る。
- ②アンケート調査により得た情報を、災害対策委員会にて共有し、支援体制やマニュアルの見直しと検証を行う。

Ⅲ 目標

- ・管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・BCPは災害対応力を高めるだけでなく日常の経営改善にも役立つため、事業継続に繋がるメリットであることを周知する。
- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、芦屋市商工会と芦屋市との間に連携情報ツールを構築する。
- ・巡回指導時に施策紹介。(製造業、食品関連事業所など、業種を絞って巡回する)
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入提案を行う。

具体的には、以下の目標を設定し、取り組んでいくこととする。

- ①BCPセミナーの開催(年1回)
- ②災害対策委員会の会議を開催(年3回)
- ③災害対策の取り組みアンケート調査の実施(年1回)

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標(事業者数)		災害対策取組事業者数目標 ※アンケートにて確認
			BCP	事業継続力強化計画	
2,616件	2,050件	R8	5	5	20
		R9	5	5	20
		R10	5	5	20
		R11	5	5	20
		R12	5	5	20

※策定目標は経営指導員1名当たり2件を年間目標としていく。

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

- ・計画期間は5年とし、随時更新をおこなう。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・芦屋市商工会と芦屋市が役割分担や体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・芦屋市と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・災害対策の取り組みアンケート調査を定期的実施する（年1回）。

2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・芦屋市商工会では、多発する自然災害や事故・疫病など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するため、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・事業所立地に応じた災害リスク及びその影響を軽減するための取組や制度についての説明を巡回訪問時に実施する。
- ・会報や広報、ホームページを活用し、国の施策や災害リスク対策の必要性等を周知するとともに、事業者BCPに積極的に取り組む企業や小規模事業者の紹介等を行う。
- ・管内会員事業者に対し、事業者BCP（簡易な計画も含む）の策定により実効性のある取組等を推進する。
- ・BCPに関する専門家による小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。
- ・巡回指導時には会員事業所へは隔月発行している会報で施策を紹介。
会員事業所以外にも芦屋市が発行している市内全戸配布版の広報あしやで施策を紹介し、施策普及を行う。

3) フォローアップ

- ・市内商工事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・BCP策定後3年以上が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に計画見直しについての指導を行う。
- ・芦屋市商工会 災害対策委員会の年3回程度会議を実施し、市内における災害リスクや各社の取組状況について情報共有を行い、災害対策案について協議する。

4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・アンケート調査にて得た情報うち、各社の災害対策に関する取り組みについて、会報誌等を通じて商工会の会員事業者へ情報共有する。
- ・商工会の会員事業者へ災害対策委員会の会議への参加を呼び掛けることで取り組み意識の向上を図る。

5) 関係団体等との連携

- ・各関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。
- ・BCPに関するセミナー等の共催。

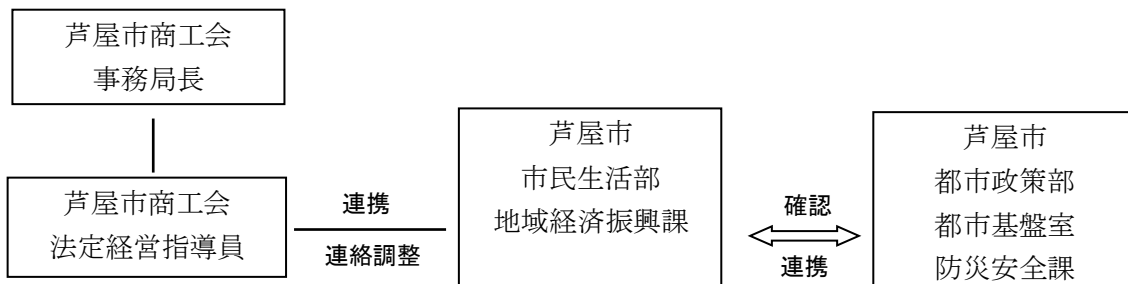
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制(商工会事業継続力強化支援事業実施に係る体制/芦屋市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と芦屋市の共同体制/経営指導員の関与体制等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当会、本市地域経済振興課・防災安全課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、認定主体である兵庫県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

③商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を北・中央・南地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員・支援員4名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、連携協定を結んでいるひょうご共済の専門家1名による、セミナー個別相談の体制とする。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員・支援員4名、事務員1名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と芦屋市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 松本 裕輔

連絡先 0797-23-2071

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・ 本計画の具体的な取組の企画や実行

・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、芦屋市連絡先

① 芦屋市商工会

〒659-0065 兵庫県芦屋市公光町4-28

TEL：0797-23-2071

E-mail：ask0110ashiyagawa@ashiya-net.or.jp

② 芦屋市 市民生活部 地域経済振興課

〒659-0065 兵庫県芦屋市精道町7-6

TEL：0797-38-2033

※ その他

・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	80	130	150	150	200
・セミナー開催費	30	50	50	50	50
・パンフ、チラシ 作製費	50	80	100	100	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、兵庫県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
兵庫県共済協同組合 理事長 山村 栄二 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28
連携して実施する事業の内容
①商工会職員向け研修会の開催 商工会職員向けにBCPや事業継続力強化計画策定支援についての研修会を開催する。 ②小規模事業者向けBCPや事業継続力強化計画策定セミナー、個別相談会の開催 市内の小規模事業者を対象にセミナーを開催し、災害対策の必要性についての啓蒙と具体的な取り組み事例の解説、BCPや事業継続力強化計画の策定概要の解説等を行う。また、セミナー参加者へのフォローアップとして個別相談会も実施する。
連携して事業を実施する者の役割
①商工会職員向け研修会の開催 商工会職員向けの研修会の開催にあたり、企画の提案と講師派遣を行う。 ②小規模事業者向けBCPや事業継続力強化計画策定セミナー、個別相談会の開催 事業者向けセミナー、個別相談会を開催するにあたり、企画の提案と講師派遣を行う。
連携体制図等
①商工会職員向け研修会の開催 ②小規模事業者向けBCPや事業継続力強化計画策定セミナー、個別相談会の開催